

Title	物神化する文化：文化遺産のグローバルな流通について
Sub Title	On globalization of the cultural heritage
Author	池田, 光穂(Ikeda, Mitsuho)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2000
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.5 (2000.) ,p.17- 28
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集I: 「記憶/保存/伝統」
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20000000-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

物神化する文化

文化遺産のグローバルな流通について
On globalization of the cultural heritage.

池田 光穂

——人間の現象は物質性に浸透しつくされている（渡辺 1987:653）。

1. 旅する事物

歴史的に由緒ある事物は人びとにステレオタイプされた感銘を与える。だが、いったん事物がおかれた文脈が少しでもずれると、それは人びとに複雑で奇妙な気持ちを喚起する¹⁾。

ドミニカ共和国の人間博物館（Museo del Hombre Dominicano）の入り口には博物館功労者の胸像がある。学者であつたりまた文化官僚として活躍した人びとの像であり、国民文化の殿堂において顕彰されるべき人物である。その向かいに、写真と説明に埋め尽くされた5センチにも満たない小さな土製の面がある。これはドミニカ共和国において、おそらく世界においても、初めて宇宙旅行を成し遂げた土偶の面であり、NASA発行の証明書と一緒に旅行したシャトル乗務員の写真と共に飾ってある。宇宙旅行した土偶とは、要するに共和国内で出土した土偶の面がスペースシャトルにのって大気圏外に出たということである。土偶の宇宙旅行の経緯について私は不案内であるが、ある考古学者によると土偶は先住民族タイノの航海者（navegante）をあらわしているという（Lamarche 1993:102,104）。タイノはドミニカに居住していた先住民の名称であり、彼らは先史時代に環カリブを頻繁に移動していた。

1992年の新大陸「発見」の五百年紀の記念行事はラテンアメリカの人びとに賛否両論の論争を引き起こした。とくにコロンブスが新世界で初めて上陸、植民したイスパニオラ島にあるドミニカ共和国においてはコロンブスの聖遺物をめぐって激しいかたちで表出した。流血のデモにまで発展したコロンブス聖廟は、建築の構想から50年以上もたって建設されたいわくつきの国家的記念碑である。その聖廟に入るためにコロンブスあるいは彼の遺品は「発見」の五百年後に再び舞い戻ってきたが、その事物の「帰郷」は全ての人たちから祝福されたわけではなかった。ローマ法王の同国訪問の際にも聖廟への訪問はドミニカの人びとを刺激するという理由で回避された。聖廟にはコロンブスの遺品が安置されているらしい。そう表現するのは、遺物は海軍の兵士に厳重に守られた棺桶のようなものの中に入りており一般の入館者はその中を直接見ることができないからだ。

これらの事態は18世紀のド・ブロスや19世紀のコントにおける信仰の起源論にはじまり、マルクスによって資本主義社会の神秘を解き明かす鍵とまでいわれた物神性（fetishism）の概

念で一見説明できそうだが。しかし議論はそれで片がつくだろうか。ナポレオンのエジプト遠征によるロゼッタストーンの発見（1799年）とヒエログリフの解読にみられるように文化（＝知）と政治（＝権力）は事物を媒介として強く結びついてきた。社会というものに記憶があるのなら、それは身体を含む事物（corps）を媒介によって保存され想起されるだろう。これはフランス社会理論の伝統が我々にもたらしてくれた重要な命題である（e.g. アルヴァックス 1989）。

事物の社会分析は、社会的な想起とは何であるか、想起にもとづく個体の行動はいかなるふうに社会に影響をもたらすのか、ということを我々に教えてくれる。事物は審美的な観想の対象となることをやめて、我々の記憶に直裁的に訴えかける政治的な事物として立ち現れる。本稿では、遺跡や考古学遺物そのもの、あるいはそれらの文化表象の地球規模での流通という経験的現象を検討することを通して、事物が歴史的に与えられてきた価値というものが社会的合意を得られなくなってきた現代的状況について把握し、かつその理由を探究する。

2. 文化遺産の想像力

文化遺産（cultural heritage, patrimonio cultural）には、モニュメント、動産財、土着文化やそれらにまつわる観念などが含まれる²⁾。博物館や遺跡はそのようなもろもろの事物を収容したものであり、その総体であると考えられている。

修復された古代建築物に代表される＜遺跡＞や、石碑や土器あるいは遺体や装飾品といった＜遺物＞が、人びとにどのような意味をもつのかを問うことは重要である。その際に、観念表象としての文化が、ある種の価値をもつ事物として対象化され、またそれゆえに操作可能な実体として人びとに認識されるようになるという「文化の客体化」の議論は有効な視点となる（太田 1998）。マヤの遺跡・遺物にまつわる文化をこのように操作可能な実体としてとらえたさいに見えてくるものは何だろうか。文化は富や資源であり、生産され流通し消費されている。つまり事物の象徴的側面が強調されると同時に、それが同時に経済的比喩として社会学的に分析可能になるのである（ブルデュ 1990）。

富や資源としての文化遺産は、国家の財産や国家権威の象徴として位置づけられ、修復された遺跡の光景やマヤの神々、あるいはスペインの征服に抵抗した先住民の首長のアイコンが中央アメリカ各国の紙幣や貨幣に使われている。各国の政府広報や政治家の演説に耳を傾ければ、国民はその文化遺産を保有し、また次の世代に継承してゆく主体として位置づけられており、冷戦終焉以降はその傾向が増加している。国民文化を担う主体はスペイン語を話すメスティソ（ラディノ）の「メキシコ人」であり、先住民文化と植民地文化が融合しているとみられる「ホンジュラス人」であったりする。国民は仮想的に自分たちの祖先をイベリア半島のカステイリア人征服者ではなく、アステカ人、マヤ人、トルテカ人、サポテカ人にたどる。実際に各国によって複雑な経路こそあれ、近代の国民国家の枠組の中での文化遺産（＝文化財）は、国民によって担われ、国家は国民を代表して文化遺産を法的に管理するという、いわゆる文化

財行政というかたちで具体化されてきた〔表 1.〕。しかし近年、先住民文化の復権運動がさかんになり、先住民の人たちは文化の継承者であると同時に、文化を媒介として自分たちの集団のアイデンティティにかかわる重要な政治的問題でもあることを認識するようになってきた。そのため国家が先住民文化の擁護者として振る舞う擬制に対する批判も登場してきた。文化遺産を受け継ぐ者が誰であれ、そこには文化遺産は経済的な尺度体系には還元不能のものという前提がある。

表 1. 中央アメリカ各国の文化財保存関連の法律

国名	メキシコ	ベリーズ	グアテマラ	エルサルバドル	ホンジュラス	コスタリカ
法令の種類、施行年	記念物および考古学地区、芸術品ならびに歴史物に関する法律	尚古記念物に関する法令	記念物の保護に関する布告 1947 年、1966 年改正	考古学保護法 (1904 年)	1955 年法、1936 年憲法条項	1938 年法、考古学遺物の商取引と輸出に関する規制
適用範囲	すべての文化財は保護され財産目録として登録される	すべての古代遺物は国家の所有とする	すべての文化財は国家によって保護される	すべての文化財は最終的に国家に帰属する	すべての文化財は国家において保護され、収用され得る	記念物は国有化される。その他の事物は私有物を除いて登録される
許可された輸出事項	コロンブス以前期の事物の輸出は禁止、ただしそれ以外の事物の許可のある一時的な輸出は除く	遺物の輸出入には政府の許可を必要とする	〔野外で制作された製品を除いて〕恒久的な輸出は禁じられる	国家の収集物においては、その複製のみが輸出できる	該当事物の輸出禁止、ただし外国の博物館に対する複製の譲渡を除く	
罰則	5 万ペソ（4000 ドル：1972 年）、2 年から 12 年の懲役	6,650 ドルの罰金あるいは 12 カ月から 5 年の禁固	事物の時価に相当する罰金、あるいは 4 年の懲役	最高 3000 コロン（1200 ドル）の罰金、あるいは事物の時価に相当する罰金		50 から 1000 コロン（最高 125 ドル）の罰金
備考	国家は、その商人に対して登録される価値のある事物を要求できる。輸出の許可を取得することは困難である。	政府は、違法の遺物が存在すると疑われるいかなる場所および車両を検査することができる	許可のない文化財の所有は犯罪とみなされる			取扱商は営業許可が必要

出典：Meyer, Karl E., 1990, *El Saqueo del Pasado; Historia del tráfico internacional ilegal de obras de arte*, México: Fondo de Cultura Económica.

他方、文化財保存における価値決定の原則は考古学や民族学 — 中央アメリカでは「人類学 Antropología」と総称 — の固有の知見にもかかわらず、市場経済的な尺度によって見事に修飾されている。文化遺産の価値が本質的に計量できないといわれているにもかかわらず、実際には遺跡の規模や副葬品にもちいられた宝石や貴金属の量や数からその価値は表現されている。

国民の誇りとしての文化遺産は貨幣価値に還元することで、つまり一般的な尺度に客体化されるため、誇りや（あるいはそれが傷つけられた場合は）痛みを、より具体的なかたちで、国民にわかりやすく提示できるのだ。国外の考古学発掘隊が調査する際に、近隣の住民からは遺物を隠密裏に国外に持ち出したのではないかとしばしば嫌疑をかけられたりする。このような窃盗に対する敵意は、物神性を軸として奪われる側の権利主張として洗練されるとそれ自体で立派な植民地批判の言説³⁾になり、また国際社会でもその主張はすでに認められている事実⁴⁾である。

遺跡の発掘・修復・保存に関して国際的な協力体制が必要とされるときに、文化を担う主体がイニシアチブをとるべきだという「文化主権」の概念が登場したのもこのような背景があるからである⁵⁾。遺跡の発掘をめぐる国際協力は、文化を担う主体が植民地体制のもとで遂行していた宗主国による文化遺産の物理的および学問的収奪という忌まわしい過去のイメージを清算し、遺跡に表象される文化とそれを担う主体のアイデンティティ（同一性）を確認する作業である。と同時に、それをもとにした文化操作の分業体制を確立させようとする動きであると解釈できる。遺跡に眠る文化遺産を固有の領土にむすびつけられた「資源」という経済的比喩により近づけるならば、遺跡の発掘のための交渉は、あたかも森林伐採権あるいは石油採掘権（concession）の取り引きのようであり、文化主権を損なわず学術成果を共有し、かつ現地側への援助を誘導するというさまざまな駆け引きを観ることもできる⁶⁾。

文化遺産の生産とは、過去の歴史が改竄されたり遺跡遺物の偽物が捏造されることをさすのではない。文化遺産の恒久的な価値が、実際は過去についての現在の解釈が供給されている事実を指し示すことばなのである。文化遺産は現在の権威ある正当な解釈、つまり科学的で最新の考古学の研究成果をつねに必要としている。そして学問の権威とは宙に浮いているのではなく、その成果が人びとの関心を通してチェックされている。

3. 文化の流通

現代世界の人びとが直面している文化的事物をめぐる状況について考えたとき、もっとも目につくのは文化現象の流用と言われるべき現象ではないだろうか。文化が事物を媒介として表象される場合はその現象は加速化する。そこでは人類学者が理念的に把握してきた、それぞれの要素が相互に関連し全体を形成するという文化の概念そのものが疑問に付されるのだ。文化の諸要素が断片化し、事物という媒体を介して浮遊することもそのひとつである。例えば、ショッピングモールやショーウィンドウにみられる異国風の飾り、テーマパークにみられる本物らしさの強調、あるいは家庭の居間を飾るトータル・デザインの鍵となる色調や象徴などである。このような事態は、すでにある種の文化要素の越境のなかに我々が生きて久しいことを気づかせてくれる。

マヤ遺跡観光のなかに、この種の文化の越境が起こっているとすれば、それは生産地を離れ商品として流通している観光芸術や土産物の中に顕著に観察することができる。あるいはすで

に遺跡を訪れた、訪れている、あるいは訪れようとしているかつての観光客、現在の観光客、あるいは将来の観光客の意識において、この種の文化の越境がみられる (Castaneda 1996)。マヤ遺跡を訪れる観光客は、そこに一時的にしか逗留しないが、観光客は旅行に出かける前からマヤ文明についてのイメージをもち、旅行後も経験によって加工されるもののイメージは失われることがない。旅行は一時的であるが、観光にまつわる現象はより持続的である。つまり、観光現象のほとんどの部分は脱コンテキスト化されている。この点は重要である。というのは「観光現象は研究対象になりにくい」という伝統的な人類学の枠組みからおこなわれる批判は、人類学そのものがコンテキスト化された文化事象を中心に扱ってきたことをはからずも意味するからである。逆に言えば、伝統的な人類学だけでは脱コンテキスト化された文化事象を取り扱うことはできない。それは現実の学問の生産現場での事実と照応する。たとえば、文学批評家は、植民地をみる眼差しをその当時に書かれた旅行記の分析を通して試みることがあるが、現在の観光のイメージを理解するためには、文学批評が洗練されてきたテキスト分析の助けを借りる必要もでてくるだろう。あるいはマヤをはじめ新大陸の考古学のデザインの流通には、その図像を適切に解釈したり、脱コンテキスト化されたデザインが別の文脈においてどのような美的判断がなされているのかという学問的検討を要する。マヤ遺跡観光は人類学における異種の学問の「流用」を可能にするような格好の素材を提供している。

越境し流通しているのは現代のマヤのフォークアートやそのコピーさらには古代マヤ文明にまるわるイメージにとどまらない。遺跡から盗掘された土器や副葬品などの流通がある。盗掘品の流通は、それが盗掘品と見なされていない時代からはじまった。米国のジョン・ワイズ (John Wise) はニューヨークのマディソン・アベニューのギャラリーで古美術などを扱う商人だった。1930 年代の初頭に、彼はコロンブス以前期の土器や塑像などの「作品の見本」として輸入しはじめていた。この当時の「古美術品 antique」すなわち盗掘品の相場は、もちろん商品の人気やニューヨークにおける業者の審美眼から導き出されものから決定されていたが比較的安価であった。例えば、メキシコ西部コリマ (Colima) 出土とされる犬のテラコッタ像の価格が、ニューヨークで 25 ドル前後 — ただしメキシコでの仕入価格は 2 ドルだったからこの時点で値段は 10 倍以上だった — になっていた。だが、それから 20 年も経たない 1948 年には価格はより高騰し、同等のものが、250 ドルから 400 ドル程度で売られていた。マヤ圏の国々においては 1900 年代のはじめごろから文化財保護の法令が制定されはじめ 40 年代には各国において最初のものが出そろっている。それから 30 年後、つまり考古学遺物の流通が非合法だということが十分に承知されるようになった 1970 年代では、当然のことながらそのような「古美術品」はすでにギャラリーでは展示販売されることはなくなったが、限られた顧客に情報が流され、バイヤーが顧客に直接販売するような形態が代わりに定着した。この種の非合法的な業者の数はニューヨークでも 50 近くになっていたという (Meyer 1990:30)。

4. 考古学遺物の社会的文脈依存性

考古学上の遺物はそれが置かれる社会的文脈で、受け取られ方が全くことなる。研究室では、研究を生産する素材そのものになるし、博物館においてはその利用者にとって一種の「礼拝的価値」をもつ（ベンヤミン 1995）。また、同じ博物館でも展示するテーマ、例えば「コロンブス以前期の社会」と「コロンブス以前期の芸術」では、同じ出土品がまったく異なる意味を担う実体として扱われる。展示者の意図はそれをねらったものである。盗掘品はそれが掘り出された地域や出土状況（地層の位置や他の出土品との関係）といった考古学的な社会的文脈から外れることによって、まったく別の意味をもち始める。他方で、闇の市場において審美的な価値を担わされた考古学遺物も、学術的な価値からまったく自由になることはない。盗掘から流通そして購入によって、遺物がその居場所を見いだすまで、考古学上の知識は、盗掘の技術を支え、また遺物の闇の市場価値にまで影響を与えることがある⁷⁾。現地の専門の盗掘屋（saqueador）は、掘り出す作業がいうまでもなく違法で——ただし文化財保護に関連する法律〔表1.〕は厳しくてもその実際の運用はあまり厳格ではない——、国際的な仲買業者の手を経なければ価値をもたないことも知っている。脱コンテクスト化されればギャラリーでも堂々と展示することが可能であり、複製と称して販売することも可能である。また、メキシコ南部パレンケ遺跡の、通称パカル王のヒスイの仮面のように、一度メキシコの国立人類学博物館から盗難されたのちに、あまりにも著名なために国際的な仲買のシステムに乗らずに、もとのところに返還された例もある。このような遺跡と遺物とそれに関連する事物が、コンテクストによって多様な意味づけをもつことを記号意味論的に考察してみよう。

言語学者のグレマス（1992）は、意味論研究において、特定のテキストのある項目に注目すれば、そのテキストに明示されていない項目が何であるかを予測発見することを可能にする「意味の四角形」（semiotic rectangle）という論理的図式を考案した〔図1.〕。まずある意味体系Sにおいて、 s_1 とその反対の意味をもつ s_2 を反対の関係にとれば、すなわちグレマスによれば「相反する意味素に分節」すれば、それぞれに対応して矛盾する意味である $\overline{s_1}$ （ s_1 ではない）と $\overline{s_2}$ （ s_2 ではない）が、同じく反対の関係として存在することを示唆することができる。否定の否定は肯定であるから、 s_1 と $\overline{s_2}$ 、 s_2 と $\overline{s_1}$ の間には含意関係がなりたつ。大文字で書かれたSは相反する s_1 と s_2 を分離と接合という二重の関係によって s_1 と s_2 を複合的な意味として再定義され、 $\overline{S}$ はSと矛盾するものとして、すなわち「意味の絶対的な不在として」対立することになる（グレマス 1992:156-8）。

すなわちひとつの項目を取れば、その一方は反対の関係と含意の関係という2つの要素が並び、2つの対角線の要素は矛盾の関係で構築されるというものである。これによって一つの項目が決まると他の項目も自動的に決まり、特定のテキストにある一つの項目に注目すれば、テキストに明示されていない項目が何であるかを予測・発見することができるというのが、グレマスの主張である。

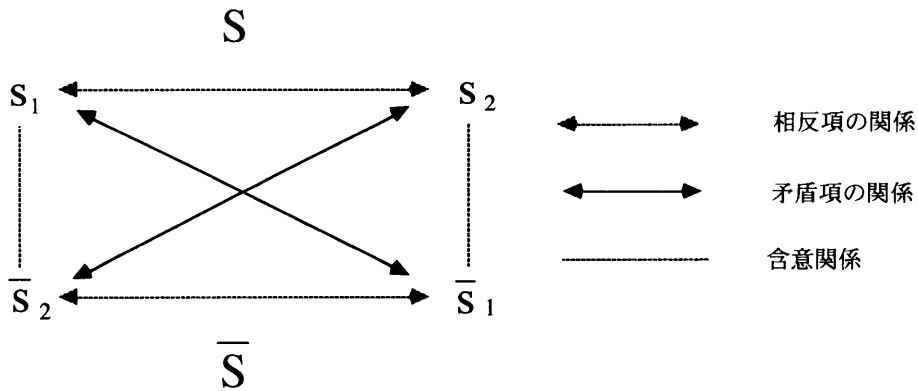


図1. グレマスの＜意味の四角形＞

このモデルを流用して、文化遺産としての遺跡 (s_1) という現象から残りの3つの項目を導出してみることにしよう。まず文化遺産としての遺跡がしばしば巨大な建築物である——アメリカ大陸の考古学遺跡にはそれが著しい——ことを念頭におくと、その反対は現代建築モニュメント (s_2) である。現代建築モニュメントの欠如概念は、モニュメンタルなものではないもの ($\bar{s}_2$) であり、文化遺産としての考古学遺物を含意するものである。古代的なものという意味で遺跡と遺物は含意関係にあると言ってよいだろう。他方「文化遺産としての遺跡に矛盾し、かつ遺物ではないもの」 ($\bar{s}_1$) は何であろうか。これにあたるものは現代の宝飾品である。そしてこれは、現代的なものという意味で現代建築モニュメントと関連づけられている。

グレマスによれば S と $\bar{S}$ はそれぞれ矛盾の関係にある意味体系である。これらの四角形の要素を眺めてみれば、 S はモニュメンタルな建造物の体系であり動くことのない不動産の体系でもある。またそれに矛盾する $\bar{S}$ は価値を担わされた動産という事物の体系であることがわかる。私の議論にひきつけて考えると、これらの体系間の関係は事物 ($\bar{S}$) とそれが置かれる社会的文脈 (S) の関係に対応する。このことが明らかにしたわけだが、ここでさらに事物と文脈の関係を別の角度から考えて、これらの4つ項目から発見される文化的事象を考察してみよう。

[図2.]

私が新たに導入したいのは、異所性 (heterotopia, heterotopy) という分析的診断用語である。もともとこの用語は、医学の分野で「内臓が本来の場所とは異なる所にある異常」のことである。異所性の概念は、生命体の個体発生過程において臓器が配置する本来の場所は決まっているという前提のもとづくものである。これをヒントにして、事物の系列 ($\bar{S}$) が本来置かれるべき社会的文脈の系列 (S) と含意関係をもつ場合と矛盾項の関係をもつ場合について考察してみよう。

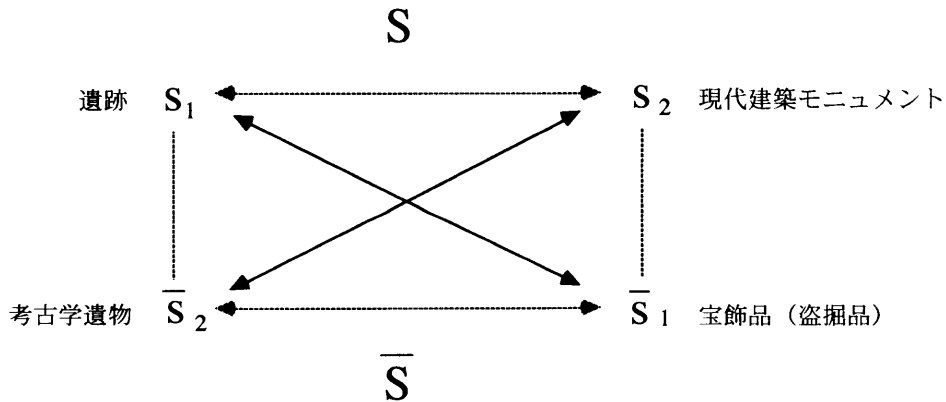


図2. 文化遺産の＜意味の四角形＞

- (1) 文化遺産としての遺跡という社会的文脈に置かれている考古学遺物の組み合わせがある（ s_1 と $\overline{s}_2$ の関係）。この典型的な例として、遺跡から発掘されつつ彩色土器について考えてみよう。ここでは学問的鑑識眼によって遺物の価値が決定されると同時に出土品の内容如何では遺跡の学問的位置づけ、すなわち学問的価値そのものをも変えてしまうこともある。発掘された遺物の偉大さによって、出土した遺跡そのものの価値が格上げされるような場合である。
- (2) 遺跡から発掘された考古学遺物が研究室に持ち込まれ分析の対象になったり、また学問上の評価が確立され考古学の博物館に収蔵、展示されるような関係（ $\overline{s}_2$ と s_2 の関係）がある。これは、考古学遺物が本来あるべき場所（埋蔵されていたオリジナルの場所）から離れて存在している異所性（矛盾項の関係）である。この異所性には、そのオリジナルの場所との関係において強度の違いがある。つまり考古学博物館は異所性が弱いが、現代美術館には異所性がより強くなるという具合である。本来の場所である考古学博物館にあるべきような彩色土器が、脱コンテクスト化された状況である政府の迎賓館や現代美術のギャラリーに存在することを想定すれば、この事態は容易に推測できる（これは s_2 と $\overline{s}_1$ の関係にあたる）。異所性の強度が強いということは、遺物にとっては疎外状態にあるということである。
- (3) 考古学遺物（ $\overline{s}_2$ ）と「文化遺産としての遺跡に矛盾し、かつ遺物ではないもの」（ $\overline{s}_1$ ）の関係は意味の四角形によると相反項の関係にあるため、この例として現代の宝飾品を先に挙げた。しかし、これは考古学遺物が異所性の性質をもち、別の価値が付与されたときには、遺物そのものの属性が変わりうるということを指している。この代表が芸術品としての考古学上の盗掘品である。なお盗掘品の定義は相対的に決定される。ロゼッタストーンのように歴史的に組織的な盗掘の結果掘り起こされた場合でも、事物の異所性よりも固有の価値に力

点がおかれることもある（これは s_2 と $\overline{s_1}$ の関係が s_2 と $\overline{s_2}$ の関係に移行することを意味する）。

- (4) 文化遺産でもなく、遺跡を含意するものでもない社会的文脈に置かれた事物の例は、観光客が記念に買い求める彩色土器の複製品や模倣としてのフォークアートである (s_1 と $\overline{s_1}$ の関係)。おみやげ品は、そこにしか売っていないという理由で購入されることがあるが、それはおみやげ品が遺跡という空間領域 (s_1) に属していることを証明する。しかし、結果として観光客によって自宅に持ち帰えられるわけ（＝異所性を増す）であるから、これらの項目の関係は図式のどおり矛盾項の関係にある。おみやげ品は本来あったところ（制作された工房や売店の店頭）から矛盾した場所を見いだす。これは見方を変えればコレクションの一員として新しい場所を見いだすことにほかならない⁸⁾。複製品が遺跡との関連性を失い、脱コンテクスト化された彩色土器の複製品が装飾という機能だけになるような場合もある ($\overline{s_2}$ と $\overline{s_1}$ の関係)。例えば、観光案内所や旅行代理店に置かれている複製品は脱コンテクスト化された状況にあるが、遺跡観光を演出するだけに機能している（＝異所性という概念が意味をもたなくなる）。極端な例は遺跡にも考古学遺物にも属さなくなった意匠や商標である⁹⁾。

5. 結論

これまでの論述を通して、文化遺産としての遺跡や考古学遺物に伝統的に与えられてきた価値への社会的合意が得られなくなってきた状況について紹介してきた。またグレマスの意味の四角形を手がかりにして、事物と事物がおかれる社会的文脈の関係がずれたときに事物の意味が変わりうることを、意味論的に理解可能なかたちで提示することができた。事物というものの価値の社会的合意が崩壊するようになってきた最大の理由は、文化的事物のグローバルな流通の結果、事物と事物がおかれる社会的文脈のあいだに恒常的な関係を維持することができなくなったからである（＝異所性の増大）。このような事物の価値の多元化は、一方で事物そのものに対する相対的なものの見方をもつことを我々に要求する。つまり事物の価値の多元化は、我々をして事物の物神化から逃れるような認識論を受け入れるような社会状況をもたらしているといえる。しかしながら他方で、事物にまつわる露骨な政治（＝権力）という現実があるということを我々は受け入れざるをえない。事物の価値は、その社会的文脈によって決定されるものであり、その社会的文脈を定義するものは、事物の固有の価値というものに回帰することができない。そのため、事物の価値を決定する社会状況を定義する外的な力を想定せざるをえないからだ。固有の価値が多元化しているという事実は我々をして文化（＝知）の物神化への欲望を削ぐものであるが、そのような相対的な認識を持てば、文化の物神化への欲望が抑制されるという単純なことでもないようだ。また他方で、文化にまつわるポリティクスを考える際に事物という具体的な媒介を通して考えることは、文化の物神化という現象に対して認識論的に距離をとるという効用があるようだが、そのような手続きは今度は逆に政治を事物の中に物

神化してしまう危険性を抱え込んでしまう。事物の文化的表象にかかわる社会的研究は端緒に
ついたばかりなのだと言わざるをえない¹⁰⁾。

【註】

- 1) 古代ギリシャでは、物を形相（エイドス）と質料（ヒューレ）にわけた。プラトンのイデア論では、
形相はイデア（原理）に由来し、質料は自然なものとされる。事物の本質存在は形相によって、事実
存在は質料によって決定されると考えた。そこから派生する西洋のアリストテレス的伝統では、物は
経験に与えられる諸特性（＜共に居合わせる＞であり＜述語＞）の担い手である基体（命題の＜主語＞
）とみなす。他方、デモクリトスの伝統では、物は微少な基本要素から構成される。ライプニッツ
はそのような基本単位をモノド＝空間的な広がりを持たない統一体とみなした。この考え方はカント
にも影響を与え、物の「現象」とその背景にある「物自体」を区別する。物の現象は人間の認識によ
って与えられるが、物自体は意志＝ある種の力の本質と理解した。このカントの考えを継承したショ
ーペンハウアーは物自体を意志、意欲、生命力としてとらえた（木田 1985:962-3）。事物に関する
これらの見方に共通しているのは、事物というものに本質的な根拠を求めるということであり、本論
で検討するように、事物は外在する人間によってとらえるようになってはじめて観想の対象になり、
社会が事物に意味を付与するという見方と著しく対立する見解である。本論の後半で提唱される異所
性の概念は、物自体という思考と事物の社会的文脈を架橋する。
- 2) 日本が 1992 年 6 月に批准した「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（通称：世界遺
産条約）では文化遺産を、記念工作物、建造物群、遺跡の 3 つに分けており、それぞれ次のように定
義している。記念工作物：「建築物、記念の意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び
構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組合せであって歴史上、芸術上又は学術上顕著な普
遍的価値を有するもの」。建造物群：「独立し又は連続した建造物の群であって、その建築様式、均
質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの」。遺
跡：「人工の所産（自然と結合したものを含む。）及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上、
芸術上、民俗学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの」。
- 3) 文化の物神化には、歴史的占有という効果があるが、それ以外に当事者のアイデンティティに対して
ある種の心理的効果をもたらす。それは＜物＞が 2 つの離れた事象の意味を結びつけ、その意味連関
を決定的なものにするからだ。例えば、ガレアーノ『収奪された土地』（原題：ラテンアメリカの開
いた血管）は、ラテンアメリカの歴史を欧米の先進国による収奪と虐殺の歴史という観点から専門家
による従来の歴史観をラテンアメリカの人びとの前で転倒させるという明確な意識をもって書かれて
ある（ガレアーノ 1986）。ラテンアメリカ生まれの／ラテンアメリカに住むジャーナリストが過去
から現在にいたる植民化・被搾取化の過程を追体験し、それを道徳的な観点から告発することができ
たのは、本来はラテンアメリカの人びとに帰属されるべき＜豊かさ＞を何らかのかたちで具象的なイ
メージで置き換え、それを書く人自らのアイデンティティの一部にまで形成してしまったことにある。

- 4) 文化的略奪品 (cultural loot) に関して、国際的な返還要求に関する決議 (国連第 28 回総会) 「略奪文化財の返還に関する決議」 (1973) は、ザイルが議題として追加要請し、本会議で審議・採択された。決議主文は以下のとおり。「1. 国の芸術品、記念物、博物館の物件、手書き文書および古文書を他の国から無償で返還することは、損害に対する正当な賠償行為なるが故に、国際協力を強化することとなることを確認し、2. 植民地支配もしくは外国による占領の結果のみによりそれらの文化財を取得した国に特別の債務のあることを認識し、3. 関係国すべてに対し、今なお植民地支配もしくは外国による占領下にある地域からの文化財の収用を禁止するよう要請し、4. 事務総長に対し、ユネスコ及び加盟国と協議の上、第三〇回総会に経過報告を提出するよう要請する」。国連第 42 回総会における決議 (1987) でも「ユネスコに対し、二国間交渉を通じた文化財の原保有国への返還の促進を行うよう慫慂 (しょうよう) する」とされた (松本 1993:262-5)。
- 5) 文化主権とは「文化を担う当事者の備わる権利」である。石澤良昭が司会をしたシンポジウム『文化遺産の保存修復と国際貢献』 (1992) における発言内容として次のようなものがある「文化財保存事業の協力には、国境を超えて考える立場もあるが、あくまで、その国の持っている文化の主権を尊重するのが基本だ」。また、シンポジウムに参加したカンボジア文化省ヒム・チム副大臣 (当時) が上記のシンポジウムで次のように訴えている。「カンボジア人は祖先の残した遺産に誇りを持っている。どの政党もアンコール遺跡を尊敬し、国の象徴と考えている。人類の文化遺産を愛する国々、国際団体、NGO のみなさんと手を取り合っていきたい。そして将来は、保存修復にあたるのはカンボジア人自身である、という考え方に賛同していただきたい」 (朝日新聞「取材ファイル」1992 年 12 月 7 日)。
- 6) 天然資源は、おなじ遺産 (heritage) といっても、その＜資源＞概念においてはかなり遺跡とは異なる側面がある。それは経済的価値においてみられ、商品として開発され流通されることを前提にした議論である点で文化遺産と趣を異にする。しかし天然資源には文化遺産と共通する側面もある。それが人類の共同遺産 (common heritage of mankind) という主義主張である。これは特定の空間やその資源が国際社会全体に帰属し、人類全体のために管理・利益配分されるべきであるという概念である。現在までに「月協定」 (1979 年) : 月などの天体とその天然資源、「国連海洋法条約」 (1982 年) : 深海底とその資源、にこの原則が適用されている。
- 7) 考古学上の報告書が、遺跡遺物のアンダーグラウンドの商取引の参考資料として利用されることがある。例えば東京帝国大学の関野貞は 1902 年大韓帝国の要請をうけて古建築および古蹟の実地調査に従事し『韓国建築調査報告』 (1904) を上梓した。この報告書の公刊は、当時朝鮮半島で盗掘したりその売買を斡旋していた商人たちによって、盗掘品の評価や鑑定のための資料として使われるきっかけとなったと言われている (李 1993:51-54)。当時の同じような資料としては朝鮮総督府編のちに朝鮮古蹟研究会編になる『朝鮮古蹟調査報告』 (1916-) がある。
- 8) コレクションとして所蔵されることを、事物にとって新しい位置を与えることについての議論はボミアン (1992) を参照のこと。
- 9) アパデュライは、事物が置かれる二重のプロセス、つまり「ずらしによる商品化」と「非文脈化の美学」について議論しているが、遺跡遺物をめぐる議論にもこれが適用されよう (Appadurai 1986:65)。

10) 社会学分野には歴史社会学をはじめとしたいくつかの先行研究がある（小川 1991; 荻野 1997）。

【文献】

Appadurai, Arjun ed. 1986 *The Social Life of Things : Commodities in Cultural Perspective*,
Cambridge: Cambridge University Press.

ベンヤミン, W. 1995 久保哲司訳「複製技術時代の芸術作品」『ベンヤミン・コレクション — 近代の意味』筑摩書房, pp.583-640.

ブルデュー, ピエール 1990 石井洋二郎訳『ディスタンクシオン 1,2』藤原書店.

Castaneda, Quetzil E. 1996 *In the Museum of Maya Culture : Touring Chichen Itza*,
Minneapolis : University of Minnesota Press.

ガレアーノ, エドゥアルド 1986 大久保光夫訳『収奪された大地』新評論.

グレマス, アルジダス・ジュリアン 1992 赤羽研三訳『意味について』水声社.

アルヴァックス, M. 1989 小関藤一郎訳『集合的記憶』行路社.

李龜烈 1993 南永昌訳『失われた朝鮮文化：日本侵略下の韓国文化財秘話』新泉社.

池田光穂 1996 「遺跡観光の光と陰 — マヤ遺跡を中心に」石森秀三編『観光の二〇世紀』ドメス出版 pp.193-206.

木田元 1985 「物」『大百科事典』平凡社, 第14巻, pp.962-3.

Lamarche, Sebastián R. 1993 *La Navegación Indi'gena Antilla*, Santo Domingo: Museo del
Hombre Dominicano.

松本剛 1993 『略奪した文化 — 戦争と図書』岩波書店.

Meyer, Karl E. 1990, *El Saqueo del Pasado; Historia del tráfico internacional ilegal de obras de arte*, México: Fondo de Cultura Económica.

小川伸彦 1991 「制度としての文化財：明治期におけるの誕生と宗教・美術の問題」『ソシオロジ』
35(3):109-129.

荻野昌弘 1997 「保存する時代：文化財と博物館を考える」『ソシオロジ』42(2):103-108.

太田好信 1998 『トランスポジションの思想』世界思想社.

ポミアン, クシトフ 1992 吉田城・吉田典子訳『コレクション — 趣味と好奇心の歴史人類学』
平凡社.

渡辺公三 1987 「物質文化」石川栄吉ほか編『文化人類学事典』弘文堂, pp.653-655.

(いけだ みつほ 熊本大学文学部)